

平成29年度 財政援助団体等監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、平成28年度に公の施設の管理運営を指定管理者制度により行った2施設の所管部課、及び市が財政的援助を与えた5団体（補助交付金6本）を対象として実施したものである。

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ①根室市児童デイサービスセンター (所管部課：市民福祉部社会福祉課)
- ②市立はぼまい保育所 (所管部課：市民福祉部こども子育て課)

(2) 補助団体等監査

- ①RODE (人づくり・まちづくり補助金)
- ②根室市町会連合会 (根室市町会連合会補助金)
- ③根室市鮭鱒保護協力会 (さけ・ます再生産対策事業補助金)
 - ・ふ化放流事業
 - ・河川環境整備事業
- ④根室地区環境保全会 (多面的機能支払交付金)
- ⑤根室市学校給食協会 (学校給食協会補助金)

2. 監査の期間 自 平成30年 2月26日

至 平成30年 3月 2日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明

根室市監査委員 千 葉 智 人

5. 監査項目

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

(2) 補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否

- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体・所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、補助団体（所管部課）における出納その他の事務・事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行についても、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において、事務処理の改善を要するものがあるので、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした指定管理者及び補助団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

平成29年度 財政援助団体等監査個別事項

1. 公の施設の指定管理者監査

① 根室市児童デイサービスセンター（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

- ・ 月毎の履行届において、協定書第4条第1項では、毎月10日までに前月の管理業務報告書を提出しなければならないと規定しているが、期限を過ぎてから提出されているものがある。
- ・ 管理業務収支決算書において、人件費及び事務費へ他の費目から流用されているが、予算の流用は仕様書11(1)①の規定に基づく市との協議がなされていない。

② 市立はばまい保育所（所管部課：市民福祉部こども子育て課）

- ・ 特記事項はありません。

2. 補助団体等監査

① RODE（人づくり・まちづくり補助金）

（所管部課：総合政策部総合政策室）

- ・ 収入金は、規約第10条の規定に基づき預金口座へ預けなければならないが、自己資金や協賛収入で預金口座に入金されていないものがある。
- ・ 協賛収入については一覧表の提出があるものの、それ以外の収入金については書類がなく内容が確認できないため、収入調書等を作成し適正に管理されたい。
- ・ 日々の現金の収支については、現金出納簿により管理すべきであるが、その記載がなされていないので、現金の適正な管理及び残高の把握のため帳簿を作成されるよう是正されたい。
- ・ 規約第8条に基づく総会の議案及び記録が作成されておらず、予算の議決や決算の承認及び規約第5条に基づく会計監査が行われているのか確認できない状態となっているので是正されたい。

② 根室市町会連合会（根室市町会連合会補助金）

（所管部課：市民福祉部市民環境課）

- ・ 特記事項はありません。

③－ 1 根室市鮭鱒保護協力会（さけ・ます再生産対策事業補助金／ふ化放流事業）
（所管部課：水産経済部水産振興課）

- ・ 現金出納簿が作成されていないので、現金の収支状況を常に確認できるよう記録され、帳簿による管理を行うよう改善されたい。

③－ 2 根室市鮭鱒保護協力会（さけ・ます再生産対策事業補助金／河川環境整備事業）
（所管部課：水産経済部水産振興課）

- ・ 市は、根室市鮭鱒保護協力会の補助金の交付申請等に基づき補助金を交付しているが、同協力会の事務局である、根室湾中部漁業協同組合が事業を実施することから、補助金の全額を入金後に同組合に振込み、支出事務も同組合が行っており、補助事業の申請者と執行者に整合性がないので是正されたい。
- ・ 請負契約（苗木の運搬、植栽作業等）において、平成 28 年 7 月 1 日付の契約書で、発注者は同協力会となっているが、同日付の契約締結の伺いの契約書（案）では同組合となっており、適正性を欠く事務処理となっている。
- ・ 現金出納簿が作成されていないので、現金の収支状況を常に確認できるよう記録され、帳簿による管理を行うよう改善されたい。

④ 根室地区環境保全会（多面的機能支払交付金）
（所管部課：水産経済部農林課）

- ・ 特記事項はありません。

⑤ 根室市学校給食協会（学校給食協会補助金）
（所管部課：教育委員会教育総務課）

- ・ 特記事項はありません。